

The conference of Tohma



2017.8  
第173号

# とうまの議会

発行：当麻町議会 北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号 TEL (0166) 84-2111



くろみなの散歩道 親子ウォーキング (7月15日)

## 今号の目次

町政を問う(一般質問) ..... P 2

議案の審議 ..... P 4

第2回臨時会 ..... P10

議員研修会 ..... P11

議案審議・採決結果 ..... P12

議会のうごき ..... P14

お知らせ ..... P14



# 平成29年 第2回定例会

平成29年第2回定例町議会は、6月21日に招集され、会期1日間で開かれました。

今定例会は、町長の行政報告、2議員からの一般質問につづき、農業委員の任命13件、条例の一部改正4件、契約の締結、財産の処分、補正予算5件と議員より提出された議会運営委員長の不信任案などを審議しました。

なお、今号では第2回臨時会（5月1日開催）についてもお知らせします。

〔議案審議結果は13ページをご覧ください〕

# A & Q

## 町政を問う

●ここが聞きたい

第2回定例会において、福山、加藤の2議員が一般質問を行い、町長と教育長の考えを尋ねました。

（要旨にて掲載）

Q 受動喫煙対策は

A 順次対応していく



福山 議員

問

2017年のWHOのファクトシートでは、たばこが原因で毎年700万人以上の人々が死亡し、その内約89万人は非喫煙者で受動喫煙によるものであるとあります。

また、喫煙は健康に多大な悪影響を及ぼし、治療に要する医療費が非喫煙者よりも高額になるとの研究結果もあります。

現在、厚生労働省は受動喫煙の対策を強化しています。

非喫煙者の健康被害を防止することは誰にも共通する見解ですが、特に子どもや妊婦などの弱者に対しては、それを徹底する必要があると考えます。



菊川 町 長

答

町 長

子育て環境の整備を掲げるマチとして、公共施設等での受動喫煙防止について最大限に努めるべきと考えますが、町長の見解を伺います。

たばこの受動喫煙対策を強化する健康増進法改正案については、早くも、秋の臨時国会に提出されるとの報道であります。現在、建物内を禁煙にしている施設は、農村環境改善センターのみですが、役場新庁舎の完成に併せ屋外に喫煙所を設置し、役場庁舎及びましまるについては、建物内を禁煙とします。



スポーツセンターは来年度、その他の町管理施設についても来年度以降、屋外に喫煙所を設置し、順次対応していきます。ただし、ヘルシーシャワーは、屋外に喫煙所を設置した場合、入浴者が湯冷めするなどの問題もあることから、改正法案を確認した上で対応します。なお、町立診療所及び幼稚園については、既に敷地内を禁煙としています。また、小学校、中学校については、来年度から敷地内を禁煙にします。

町政はあなたのために…

議会を傍聴しましょう



- 町議会の定例会は、年4回（3月・6月・9月・12月）開かれます。
- 町議会の臨時会は、必要に応じて随時開かれます。

次の定例会は9月です。お気軽においでください。

**Q** 就学援助制度は

**A** 4月中での支給に努める



加藤 議員

**問**

文部科学省は、今年3月31日付で各都道府県教育委員会に向けて、「平成29年度要保護児童・生徒援助費補助金について」の通知を出しました。

その中で、新入学児童・生徒学用品費等について、対象者への入学前支給が可能となりましたが、町として平成30年3月頃の支給を考えているのか伺います。

また、準要保護児童・生徒には町の単独事業で就学援助を実施していますが、入学前支給について教育長の考えを伺います。

**答**

教育長

新入学児童・生徒学用品費等の支給は、要保護児童・生徒の保護者に対しては、生活保護費により、新小学1年生及び新中学1年生に4月中での扶助が行われています。

準要保護児童・生徒への今後の支給は、認定の際、前年分の収入を確認する必要があるため、所得税の確定申告の期限が例年3月15日以降となることから、その後申請を受け付け、要保護同様に4月中での支給が行われるよう手続きを進めます。



鍛治 教育長



**同意**

農業委員会委員の任命

農業委員会等に関する法律の改正により、公選制から議会の同意を得て町長が任命することとなりました。

現農業委員が平成29年7月19日で任期満了となるため、次の方々に委員に任命することに同意しました。

なお、任期は平成29年7月20日から3年間です。

- |        |       |
|--------|-------|
| 氏家 知身氏 | 東1区   |
| 舟山 仁志氏 | 中央1区  |
| 住田 哲也氏 | 中央5区  |
| 富永 学 氏 | 緑郷1区  |
| 佐々木康二氏 | 中央3区  |
| 溝淵 康裕氏 | 宇園別2区 |
| 坂口 啓郎氏 | 開明2区  |
| 杉山 央 氏 | 北星1区  |
| 窪 郁夫氏  | 伊香牛1区 |
| 太田 正人氏 | 中央3区  |
| 林谷 和夫氏 | 伊香牛2区 |
| 豊田 孝行氏 | 緑郷1区  |
| 木下 和夫氏 | 宇園別1区 |



**条例**

当麻町税条例等の一部を改正する条例について

地方税法等の改正に伴い、優良宅地の造成などのために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得（5年以上保有していた土地や建物の売却代金）の課税の特例期間を3年間延長しました。

また、軽自動車税のグリーン化特例の2年延長、災害に関する税制措置の常設化など所要の改正を行いました。

当麻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

この条例は、地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税額の税率等を改正するものです。

前年と比べ、医療給付費分は下がりましたが、後期高齢者支援金分と介護納付金分が増となりました。

税率は、被保険者の税負担を軽減するため運営基金を取り崩し、必要な税額を確保できるよう算定しています。

## 国民健康保険税率改正表

項 目	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分				
	現 行	改 正	現 行	改 正	現 行	改 正			
基礎控除額	330,000円	現行どおり	330,000円	現行どおり	330,000円	現行どおり			
課税限度額	540,000円	現行どおり	190,000円	現行どおり	160,000円	現行どおり			
税率	所得割	8.6/100	8.0/100	2.2/100	2.5/100	1.5/100	2.1/100		
	資産割	27.5/100	27.0/100	9.0/100	9.5/100	5.5/100	8.5/100		
	均等割	29,000円	28,000円	8,000円	9,500円	7,500円	11,000円		
	平等割	特定世帯及び 特定継続世帯以外	36,000円	35,000円	9,500円	11,500円			
		特定世帯	18,000円	17,500円	4,750円	5,750円	7,000円	10,000円	
		特定継続世帯	27,000円	26,250円	7,125円	8,625円			
低所得者軽減額	7割	均等割(1人につき)	20,300円	19,600円	5,600円	6,650円	5,250円	7,700円	
		平等割(1戸につき)	特定世帯及び 特定継続世帯以外	25,200円	24,500円	6,650円	8,050円		
			特定世帯	12,600円	12,250円	3,325円	4,025円	4,900円	7,000円
	特定継続世帯		18,900円	18,375円	4,987円	6,037円			
	5割	均等割(1人につき)	14,500円	14,000円	4,000円	4,750円	3,750円	5,500円	
		平等割(1戸につき)	特定世帯及び 特定継続世帯以外	18,000円	17,500円	4,750円	5,750円		
			特定世帯	9,000円	8,750円	2,375円	2,875円	3,500円	5,000円
	特定継続世帯		13,500円	13,125円	3,562円	4,312円			
	2割	均等割(1人につき)	5,800円	5,600円	1,600円	1,900円	1,500円	2,300円	
		平等割(1戸につき)	特定世帯及び 特定継続世帯以外	7,200円	7,000円	1,900円	2,300円		
			特定世帯	3,600円	3,500円	950円	1,150円	1,400円	2,000円
	特定継続世帯		5,400円	5,250円	1,425円	1,725円			

介護納付金分は、40歳以上64歳までの方（介護保険第2号被保険者）が対象となる保険税で、介護保険料相当分です。

当麻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について  
幼稚園・保育園の利用者負担について、年収約360万円未満の多子世帯及びひとり親世帯の軽減措置を拡充しました。  
国民健康保険当麻町立診療所の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
医師の研究手当を月額40万円から41万円としました。

**契 約**

工事請負契約の締結について  
当麻中学校の改修工事で、指名競争入札の結果、西森建設㈱と5,648万円で仮契約を締結し、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決後、本契約を締結します。

工事内容は、エレベーターの設置と多目的トイレの増築、既存の校舎及び体育館のトイレを洋式化します。  
工期は、平成29年11月30日までです。



## 処分

### 財産の処分について

町有林皆伐事業に伴い生産された素材を当麻町森林組合に売り払うものです。

処分する素材は、トドマツ外2, 523・616㎡で、契約金額は1,922万4千円です。



## 補正予算

### 平成29年度当麻町一般会計補正予算(第1号)

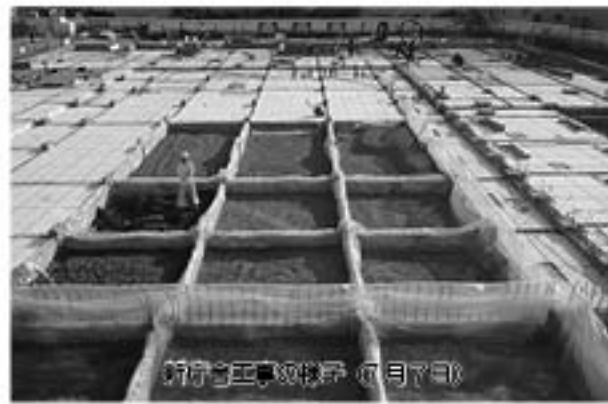
現行の予算から2,485万6千円を減額し、予算の総額を65億6,914万4千円としました。

#### ◎補正の主な内容

4月の人事異動などにより職員給与費を減額、役場新庁舎整備事業で、支払額の確定による減額、役場新庁舎駐車場整備事業では設計委託料を増額、防災対策事業でアナログ無線をデジタル無線に切り替える経費を増額、商工業振興費で、申請件数の増により、とうまのお店元気事業補助金を増額補

正しました。

なお、役場新庁舎の棟上げにあたり、見学会及び餅まきを9月10日(日曜日)に予定しています。



### 平成29年度当麻町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)

現行の予算から379万円を減額し、予算の総額を10億3,041万円としました。

#### ◎補正の主な内容

金額の確定による介護納付金の減額のほか、前年度の国庫負担金等の概算精算による返還金を増額しました。

### 平成29年度当麻町国民健康保険特別会計(医科診療施設勘定)補正予算(第1号)

現行の予算から113万1千円を減額し、予算の総額を1億366万9千円としました。

#### ◎補正の主な内容

認知症サポート医の養成研修旅費を増額、4月の人事異動などにより職員給与費を減額しました。

### 平成29年度当麻町介護保険特別会計補正予算(第1号)

現行の予算に2,253万1千円を追加し、予算の総額を10億2,603万1千円としました。

#### ◎補正の主な内容

4月の人事異動に伴い職員給与費を減額したほか、前年度決算により介護給付費準備基金積立金の増額、前年度の介護給付費などの確定により、国等の交付金精算に係る返還金などを増額補正しました。

### 平成29年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

現行の予算から11万7千円を減額し、予算の総額を1億4,328万3千円としました。

#### ◎補正の主な内容

4月の人事異動に伴い、職員給与費を減額しました。



## 報告

### 平成28年度当麻町一般会計繰越明許費繰越計算書報告

平成28年度内で完了できなかった経済対策臨時福祉給付金給付事業、ミニトマト選果施設整備事業、当麻中学校改修事業など7事業、2億9,251万6千円を平成29年度へ繰越すための計算書が、議会に報告されました。

### 当麻町土地開発公社の経営状況報告

当麻町土地開発公社の経営状況を説明する資料が、地方自治法の規定により議会に報告されました。

## 質疑

### 問

善光議員

土地開発公社の用地取得について、事実と違ったことが報道され町内に流布されているが、本人は、訂正も謝罪も今のところし

ていない。

いくら言論の自由があるからといって、間違った時には、それを訂正すべきだし謝罪すべきだと思うが、町長の考えを伺いたい。

また、土地開発公社の理事や町我々議会も侮辱を受け、地権者の方は、本人の人格攻撃までされているが、その方は何の反論のすべもない。

間違った報道を出された方々が、地権者に対して謝罪をしてくれることを期待するが、町として地権者の名誉回復など、これからのケアが必要だと考える。

決して町が悪いということではないが、町長のお気持ちを伺いたい。

**答**

町長

町としては一点の曇りもありませんので、弁解も訂正もする余地はありません。

ただ、何故100%でたらかな記事が書かれたのか、検証してみなければならぬと思っています。

あえて月刊誌の内容について説明する必要はありませんが、加藤議員と私の質疑内容、また、加藤議員発行の当麻民報の中でそのことが書かれていますので、細部に

ついて説明したいと思います。

予算委員会でも土地開発公社が宅地造成しています土地の取得価格について質問があり、土地開発公社と町は全く別法人であること、また、地権者との契約書類等は公開できないことなどから、私は答弁を差し控えました。加藤議員ご指摘の1㎡あたり8,000円ではないと、明確に答弁していません。

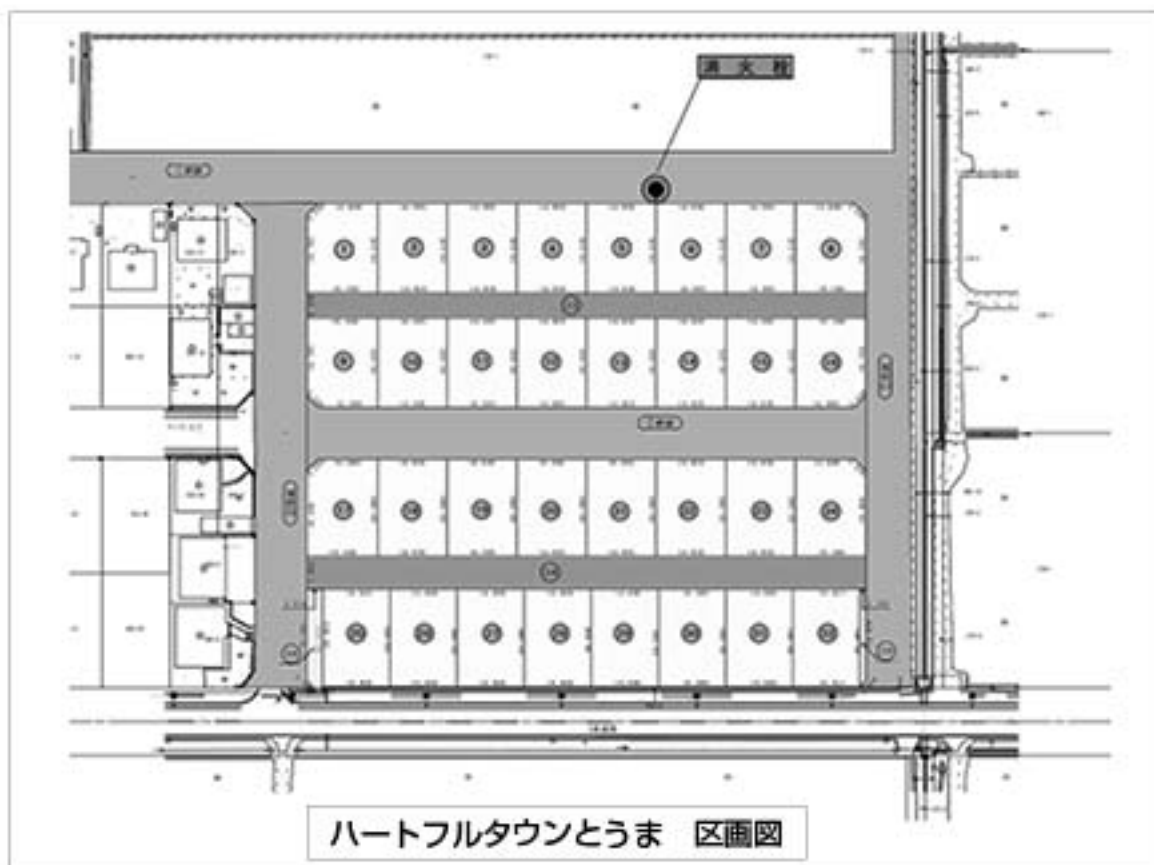
しかし、その後、発言された内容が、当麻民報により町内に広まり、加藤議員に近い関係者への取材により、全く事実と異なった内容が月刊誌により町外にも発信されてしまいました。

行政報告でも申し上げましたが、土地の取得価格は1㎡2,424円であり、報道されている3分の1以下の金額であります。

あらためて、大切な土地をご協力いただきました地権者の方や、関係者には大変ご迷惑をおかけしたと考えています。

また、報道された他の部分についても説明いたします。

「菊川町長が答えられないのはおかしいと厳しく問い詰められ、時間切れとなった」と、書かれて



いますが、私は、厳しく問い詰められた意識はありませんし、答弁の必要がないとの考えでしたが、加藤議員には最後まで理解していただけなく、予算委員長から、質問の内容が予算審査の趣旨にそぐわないとのこと、打ち切りになっています。

「造成工事が始まるまで、あの土地を西森建設が勝手に残土置き場にしていた」と、これもありませんが、取得した土地は田んぼであり、宅造するには相当な盛土が必要なため、平成28年度の町内建設工事の残土置場に指定してまいりました。残土として置かれた数量は2,930㎡で、内訳は、石川建設が1,410㎡、平井建設が1,330㎡、西森建設が190㎡で、西森建設の残土は全体の6%であり、何故こんな記事が流されるのか、大変心を痛めています。

最後に、加藤議員発行の当麻民報では、ハートフルタウンの土地のコメントで、「現在、町営住宅（3条西3丁目）になっている私有地を平成21年に取得しているが1㎡4,600円だった。21年に公表して、何故、今回公表できない

のか。ある役場職員OBは、公表しないのがおかしいと言っている。単価が高いと分譲価格にも跳ね返る」と結んでいます。

3条西3丁目に建っているのは、町営住宅ではなく公営住宅であり、町で取得した土地であります。

当然、議会の議決を得なければ取得できない土地であり、公表するのは当然です。

今回は土地開発公社であり、何度も申し上げているとおり、別法人のため取得価格は公表できないわけでありませう。

これを混同して町民にお知らせしたことで、誤解したのではないかと思います。

また、役場職員OBが、こういらご発言をされているのであれば、長年役場に勤めていただいた一人として、認識不足も甚だしいと思いますので、そのことをしっかりとお教えしますので、私と話をさせていたただきたいと思っています。

## 問

中港議員

「土地のオーナーのAさんは、菊川町長の熱烈な支持者だ。それだけに高い値段で土地の買い上げをした」と書かれているが、

立地条件が伴っての宅地造成であり、間違った情報も甚だしい。町長はどう思っているのか。

## 答

町長

8,000円という額が独り歩きしたと思います。

前回は4,600円で買い、今回は2,424円で半額に近い価格です。

ご先祖から引き継いだ土地を手放すことは、地権者にとっては大変な心の苦しみもあったと思いますが、町の発展のために格安でお譲りいただいて、私たちは感謝の気持ちでいっぱいだったのですが、8,000円という金額が独り歩きしてしまいました。

私は、議員という立場であれば、大変失礼ですが、思い込みや誤解で発信しないでいただきたい。

ぜひ、私どものところに来て調べていただき、その上で町民に発信して欲しいと思います。

自らの広報であっても、公職の立場にある者が町民に発信をすると、それが事実となってしまう。



ハートフルタウンどうま造成地

私は、その責任の重さを、あらためて感じています。

今、当麻町のまちづくり、議員の皆さんと一緒に汗を流しながら、知恵を絞りながら、良いまちづくりが進んでいると思っています。

しかし、2回続けての全くでたらめな記事により、大きなダメージを受けています。

私は、この回復をどう図っていくか、そのことで頭がいっぱいあります。





## 決議

### 当麻町議会運営委員長の不信任決議

第2回定例会で、澤田議員（賛成者：善光議員・前田議員・中港議員）より当麻町議会運営委員長の不信任決議案が提出され、賛成多数で可決されました。なお、内容は次のとおりです。

#### 当麻町議会運営委員長の不信任決議

議会運営委員会は、議会の円滑な運営を本旨とするものと考えております。

しかし、いま議会における今までの経過を見ても、議会の円滑な運営の観点から考えたとき、大きな疑問を感じております。

議会運営委員会を束ねているのは委員長であり、最も大きな責任があると思います。

例えば、過去の委員長の一般質問で、個人を想定できる質問で、委員会委員がプライバシー侵害に当たる質問はふさわしくないと進言しても、委員長でありながら聞き入れず質問をする等、再三にわたり当麻町議会の尊厳にかかわる事態が発生しております。

委員長自ら町政に反対だからでしょうか、事実でもない情報を町民にリークし、多くの町民を不安に陥れています。

町政に疑問があるのなら、議場で正々堂々と議論すべきだと考えます。

そういう点からも、委員長の行動は軽率で重大な誤りがあると考え、議会運営委員長の不信任決議案を提出します。

#### お詫び

このたび、当麻町議会運営委員長の不信任決議案が可決されたことにより、加藤議員が、議会運営委員長並びに委員を辞任いたしました。

町民が誤解を招くような情報を発信したこと、また、議会運営委員長としてのふさわしくない対応が不信任決議につながったものであり、任期の途中でこのような形となったことを誠に遺憾に思っております。

町民の皆様にご不安と不信感を抱かせたこと、また、町政を混乱させたことについて、議会を代表して、町民の皆様並びに町関係各位に深くお詫び申し上げます。

今後は、議員一丸となって、当麻町の発展へと邁進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

当麻町議会議長 成田 治

## 平成29年第2回臨時会 (5月1日開催)

第2回臨時会において、委員会構成が決定しました。また、専決処分の承認、財産の取得2件、補正予算について審議しました。(審議結果は12ページをご覧ください)

### 委員会構成決まる

平成29年第2回臨時会が5月1日に招集され、後期の委員会構成が決定しました。議会は、皆様と連携を密にし、町民一人一人の思いや声を町政に反映させ、町発展のため更に努力して参ります。

今後とも、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長 成田 治  
副議長 山下 勝博

### 常任委員会

#### 総務文教

委員長 善光英治  
副委員長 西川泰弘  
委員 山下勝博  
◇ 片原康夫

#### 産業福祉

委員長 前田 滋  
副委員長 澤田 なぎさ  
委員 中港 勝  
◇ 加藤 功  
◇ 福山 寛人

#### 議会運営委員会

委員長 加藤 功  
副委員長 片原康夫  
委員 善光英治  
◇ 山下勝博  
◇ 前田 滋

#### 議会報編集特別委員会

委員長 福山 寛人  
副委員長 澤田 なぎさ  
委員 山下勝博  
◇ 片原康夫

〔加藤議員の委員長及び委員の辞任により7月19日より委員長が中港 勝となりました。〕



## 取得

### 財産の取得について

#### (除雪トラック)

平成10年から使用している除雪トラックについて、国の社会資本整備総合交付金を活用し更新するもので、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決後、契約を締結します。

入札の結果、UDトラックス北海道旭川支店が3,250万8千円で落札しました。

取得する除雪トラックは7t級ダンプ型で、ワンウェイプラウと路面整正装置を装着し、車両の総重量は17・5tとなります。

### 財産の取得について

#### (歩道ロータリ除雪機)

歩道の除雪延長の増に伴い、歩道ロータリ除雪機を購入するため、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決後、契約を締結します。

入札の結果、北海道川崎建機旭川支店が1,803万6千円で落札しました。

取得する歩道ロータリ除雪機は

最大除雪幅1・3mで、最大除雪量は1時間当たり750tです。



## 専決処分

### 平成28年度当麻町一般会計補正予算(第11号)

現行の予算に101万2千円を追加し、予算の総額を60億3,456万円としました。

#### ◎補正の主な内容

マイナンバーカードの交付事務費用の増額補正について、平成29年3月30日に専決処分しました。平成29年度へ繰り越しをして事業を行います。



## 補正予算

### 平成29年度当麻町水道事業会計補正予算(第1号)

現行の収益的支出の総額から184万6千円を減額し1億1,689万3千円としました。

#### ◎補正の内容

職員の異動に伴い給料、手当、法定福利費を減額し、臨時職員の賃金を増額しました。

## 用語解説

### 専決処分とは…

本来、議会の議決・決定を経なければならない事柄について、地方公共団体の長が地方自治法の規定に基づいて、議会の議決・決定の前に自ら処理することです。

主に、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときなどに行われます。



## 「全道町村議会議員研修会」が札幌で開催

平成29年度の北海道町村議会議員研修会が7月4日に札幌コンベンションセンターで開催されました。

今回は「トランプ政権と日本経済—地域経済への影響は?—」と題して慶應義塾大学経済学部教授の金子勝氏、「日本政治の昨日・今日・明日」と題して、日本放送協会解説副委員長の島田敏男氏の講演を中心に進められました。



## 議案の採決結果

	福山議員	西川議員	片原議員	善光議員	加藤議員	澤田議員	前田議員	中港議員	山下副議長	成田議長
承認第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第36号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第37号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第38号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
同意第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
同意第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
同意第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
同意第5号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
同意第6号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
同意第7号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
同意第8号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
同意第9号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
同意第10号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
同意第11号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
同意第12号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
同意第13号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
同意第14号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第39号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第40号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第41号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第42号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第43号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第44号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第45号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第46号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第47号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第48号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第49号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
不信任決議	×	○	×	○	—	○	○	○	×	—

○=賛成 ×=反対 欠=欠席 ただし、議長は職務上、採決に参加していません。

(議席順)

※ 不信任決議で、加藤議員は除斥の対象となりましたので、採決に参加していません。

## 議案審議の結果

## 第2回臨時会

事件番号	件名	結果	議決月日
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	承認	5月1日
議案第36号	財産の取得について（除雪トラック）	原案可決	
議案第37号	財産の取得について（歩道ロータリ除雪機）	原案可決	
議案第38号	平成29年度当麻町水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	

## 議案審議の結果

## 第2回定例会

事件番号	件名	結果	議決月日
同意第2号	当麻町農業委員会の委員の任命について(氏家 知身)	同意	6月21日
同意第3号	当麻町農業委員会の委員の任命について(舟山 仁志)		
同意第4号	当麻町農業委員会の委員の任命について(住田 哲也)		
同意第5号	当麻町農業委員会の委員の任命について(富永 学)		
同意第6号	当麻町農業委員会の委員の任命について(佐々木康二)		
同意第7号	当麻町農業委員会の委員の任命について(溝淵 康裕)		
同意第8号	当麻町農業委員会の委員の任命について(坂口 啓郎)		
同意第9号	当麻町農業委員会の委員の任命について(杉山 央)		
同意第10号	当麻町農業委員会の委員の任命について(窪 郁夫)		
同意第11号	当麻町農業委員会の委員の任命について(太田 正人)		
同意第12号	当麻町農業委員会の委員の任命について(朴谷 和夫)		
同意第13号	当麻町農業委員会の委員の任命について(豊田 孝行)		
同意第14号	当麻町農業委員会の委員の任命について(木下 和夫)		
議案第39号	当麻町税条例等の一部を改正する条例について		
議案第40号	当麻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第41号	当麻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第42号	国民健康保険当麻町立診療所の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第43号	工事請負契約の締結について	原案可決	
議案第44号	財産の処分について	原案可決	
議案第45号	平成29年度当麻町一般会計補正予算(第1号)	原案可決	
議案第46号	平成29年度当麻町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	原案可決	
議案第47号	平成29年度当麻町国民健康保険特別会計(医科診療施設勘定)補正予算(第1号)	原案可決	
議案第48号	平成29年度当麻町介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決	
議案第49号	平成29年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	
報告第1号	平成28年度当麻町一般会計繰越明許費繰越計算書について	報告	
報告第2号	当麻町土地開発公社の経営状況について	報告	
	当麻町議会運営委員長の不信任決議について	原案可決	
	議員の派遣について	承認	
	閉会中の所管事務調査の申し出について(総務文教常任委員会) (産業福祉常任委員会) (議会運営委員会)	承認	

# 議会のうごき

5月11日  
▼  
8月10日

5月	12日	上川町村議会事務局長会 総会(局長⇩旭川市)
	15日	農協ミニトマト選果施設 操業安全祈願祭
	16日	商工会通常総会(議長・ 総務文教委員長)
	22日	愛別町外3町塵芥処理組 合議会臨時会(組合議員 ⇩愛別町)
	25日	上川中央部町議会事務局 長会議(局長⇩鷹栖町)
	26日	上川中央部市・町議会議 長会定例会議(正副議長)
	30日	森林組合通常総会(議長・ 産業福祉委員長)
6月	31日	田んぼの学校町民田植祭
	1日	農協精米施設・ミニトマ ト選果施設見学会・竣工 祝賀会
7月	27日	議会報編集特別委員会 当麻消防演習
	25日	議会報編集特別委員会
	21日	第2回定例会 全員協議会
	17日	全町老人レクリエーショ ン大会
	15日	議会運営委員会 (組合議員⇩美瑛町)
	14日	大雪消防組合議会臨時会 (組合議員⇩美瑛町)
	13日	北海道町村議会議長会定 期総会及び議長・事務局 長研修会(議長・局長⇩ 札幌市)
	12日	全員協議会
	7日	産業福祉常任委員会
	6日	総務文教常任委員会
	2日	上川地方総合開発期成会 定期総会(議長⇩旭川市)
	19日	全員協議会
	15日	高齢者事業団合同懇談会 (産業福祉委員長)
	13日	浦臼町議会総務常任委員 会来町
	6日	第4回大雪分会消防訓練 大会(議長⇩愛別町)
	4日	北海道町村議会議員研修 会(札幌市)

## お知らせ

先般のメディアあさひかわの記事に対し、平成29年6月30日付で、掲載内容について抗議し、謝罪を求めた文書を送付しましたのでお知らせします。

当麻町議会

31日	議会運営委員会
25日	上川管内町村議会議長研 修会(議長・局長⇩旭川 市)
20日	議会報編集特別委員会
	全員協議会
	全員協議会
	議会報編集特別委員会

## 8月

6日	2017とうま蟻龍まつ り
7日	無縁仏慰霊祭(議長)

## ●編集



議長 福山 寛人  
副委員長 澤田 なぎさ  
委員 山下 勝博  
委員 片原 康夫